

広域的实施体制の執行機関の在り方について（案）

内閣府地域主権戦略室

1 執行機関の在り方

- ・ 権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・ 構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・ 専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

（広域的实施体制の枠組み(方向性)(平成23年12月26日地域主権戦略会議了承)(抄)）

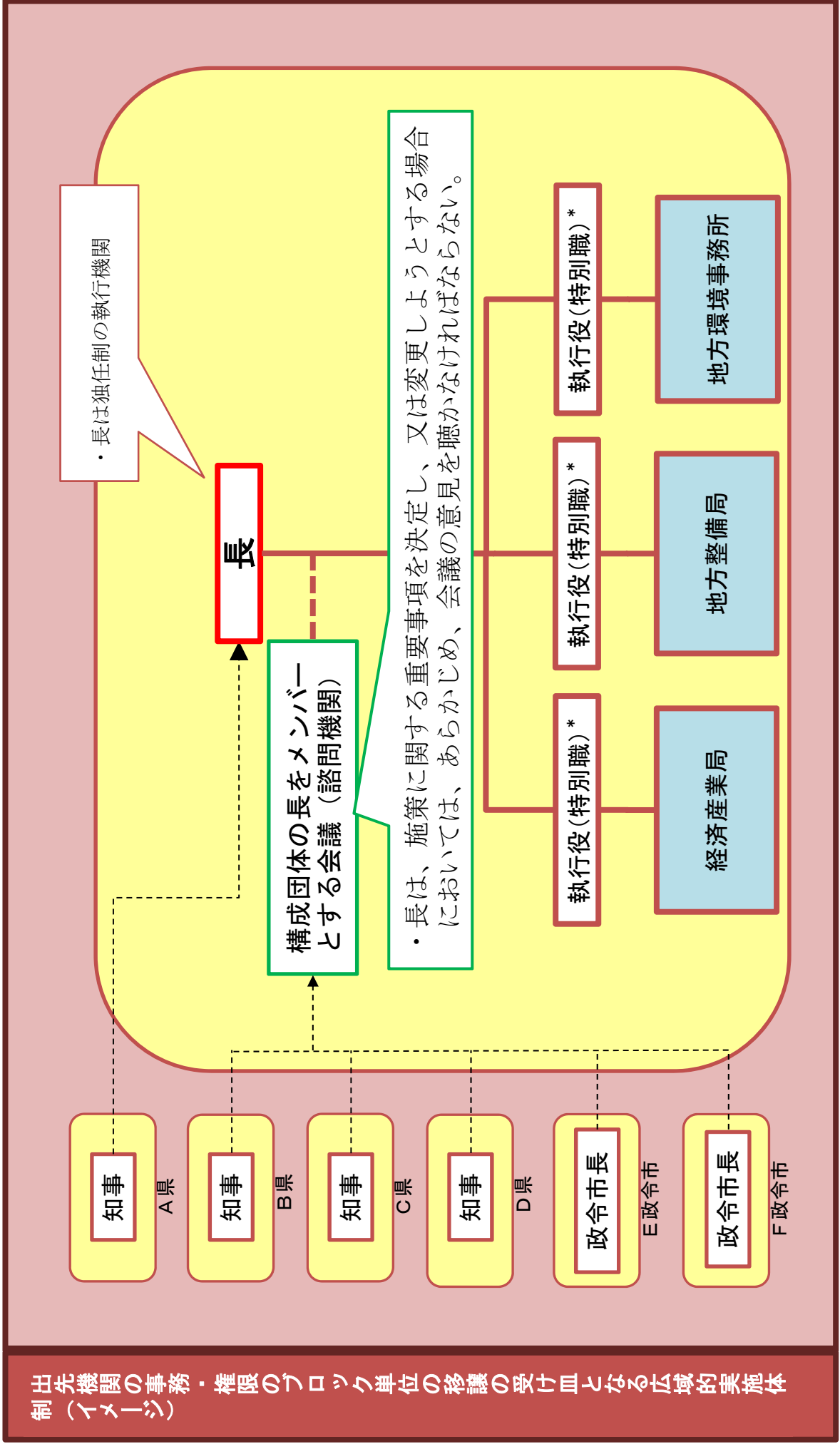
1. 独任制の長の場合

- ① 権限と責任を有する者として独任制の長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）。
- ② 構成団体の長をメンバーとする諮問機関を設置することとし、広域的实施体制の長は、施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該諮問機関の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 独任制の長を補佐し、組織のトップマネジメントの一端を担うとともに、日常の業務執行を管理する専任の執行役を移譲の対象となる出先機関毎に置く。執行役は特別職とし、その選任に当たっては議会の同意を要するものとする。

2. 合議制の理事会の場合

- ① 全ての構成団体の長をメンバーとする合議制の理事会を置く。
- ② 理事会の権限の一部を特定の理事に委任することができるものとし、移譲の対象となる出先機関毎に、当該出先機関を管理する特定の理事（権限と責任を有する者）を置く。（なお、理事会全体を代表する者として代表理事を置く。）
- ③ ②の特定の理事の下で日常の業務執行を管理する専任の執行役を置く。執行役は一般職とする。

執行機関の在り方（イメージ）（独任制の長を置く場合）



（* 選任に当たっては、広域の実施体制の議会の同意を要する。）

執行機関の在り方（イメージ）（合議制の理事会を置く場合）

